

Title	鎌倉時代における宋代仏教文化受容の研究：泉涌寺流を中心として
Author(s)	西谷, 功
Citation	大阪大学, 2016, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/55698
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

論文内容の要旨

氏名（西谷 功）

論文題名

鎌倉時代における宋代仏教文化受容の研究——泉涌寺流を中心として——

論文内容の要旨

本論文は、鎌倉時代の寺院社会において、入宋僧が請来した宋代仏教の思想や儀礼、文物（聖教、仏像や仏画などの美術作例）、文化などの受容過程を、従来の宗派史や顕密仏教論などの史観から開放し、東アジア——鎌倉時代並行期の南宋時代を中心とする——仏教の視角から再解釈を行い、関連資料を蒐集し考察することで、鎌倉仏教の新たな宗教史的・美術史的・文化史的意義の統合的構築を試みようとしたものである。その基点を、従来あらゆる史観の欄外に位置付けられた、俊芿およびその門下僧、そしてかれらが活動した泉涌寺という〈場〉を軸に論じた。本論文は、【本文編】全10章の本論と結論、【資料編】（資料翻刻、図版）で構成される。

一章「泉涌寺開山への諸相」は、本研究の序論、総論に位置付けるもので、泉涌寺開山俊芿（1166-1227）の行状『不可棄法師伝』（【資料編】収載）を通して、本研究視角である「宋代仏教」の請来者俊芿を鎌倉仏教史のなかに位置づけ、宋地で禅教律の三学をすべて学んだ「三学僧」と評価し、九条道家ら貴顕の帰依、「律」「教」を兼学実践する宋式寺院としての泉涌寺創建（1226年）、示寂時の宋式儀礼までを素描する。検討不十分である、俊芿の宋地での多様な参学例や僧俗を含めた人的交流を述べ、それらの一つ一つが泉涌寺創建に向けて基層をなしたことを論じた。

二章「泉涌寺創建と仏牙舍利」は、泉涌寺創建、伽藍造営、寺僧の行状、仏牙舍利に関する新旧資料を批判的に分析することで、従来の仏牙舍利請来説（1255年）を、1228年に改めるべきことを提示し、俊芿示寂（1227年）後の泉涌寺集団の正統性を内外に明示する意図をもって請来されたことを論じた。また、仏牙請来者の泉涌寺僧聞陽房湛海の行状を新出資料で再考し、入宋歴（二度→五度）、俊芿が法縁を結んだ中国僧（天台）の住侶した寺院への参学実態、仏牙安置の「白蓮寺」が天台系寺院で、臨安（現・杭州）西湖の俊芿有縁の下天竺寺周辺に所在したことをあきらかにした。本章で引用した新出、未紹介の泉涌寺仏牙に関する諸資料は、【資料編】で翻刻を収載した。

三章「泉涌寺と南宋仏教の人的交流」は、俊芿の宋地での活動実態を「天台僧」北峯宗印と「禅僧」北圃居簡を中心に論じ、俊芿は両僧主体の「天台」「禅」の重層的ネットワークのなかで活動したことを述べた。とりわけ、従来注目されていない居簡「語録」類に記される、居簡と天台僧との交流実態は、俊芿の行状の再解釈を可能とし、さらには、俊芿示寂後の泉涌寺門下僧たちが「三学僧」として、彼らのもとへ参学した実態を導くものと論じた。また、臨安西湖周辺の上・下天竺寺、白蓮寺（天台）と靈隠寺（禅）の宗教環境、天台僧と禅僧の具体的な交流を明示することで、宗派史観のなかで捨象された宋地における人的交流やネットワークの多様な実態を浮かび上がらせた。

四章「滄洲」と入宋僧は、南宋1210～1250年代に成立した靈芝元照（1048-1116）の系譜に連なる「律」「浄土」典籍識語にみえる「滄洲」の所在地を考察したもので、識語用例と近年報告された書陵部所蔵の宋版『四分律含注戒本疏行宗記』の「四明滄洲」と泉涌寺所蔵『南山北義見聞私記』にみえる如庵了宏の景福寺入寺法語の用例から、「滄洲」が景福寺（現、寧波）であることをあきらかにした。景福寺は、俊芿や泉涌寺僧が参学した「律院」で、上掲の典籍識語から、同時期に元照系律僧（智瑞・守一・法久・妙蓮など）たちが活動していたことがわかる。したがって、彼僧たち所属のネットワークと交流することで、俊芿たちが最新の元照系の律・浄土典籍や仏画などを日本に請来できる環境にあることを確認した。こうした請来文物を閲覧するために、貞慶門下僧や法然門下僧が泉涌寺へ参学したことを述べ、鎌倉時代において「律宗」「浄土宗」興隆の基層をなすものとして、泉涌寺が存在したことを論じた。

以上、一章～四章において、俊芿や泉涌寺僧の宋地における人的交流や参学状況を分析することで、宋代禅教律（三学）思想を興行する寺院として泉涌寺が創建されたことをあきらかにした。他方で、かかる宋仏教の思想を標榜した泉涌寺の僧制、日常的な規則、修行生活、日課月課年課の諸儀礼がいかなるものであったのかを論じたのが、五章「南宋律院請来の威儀・法式・法会次第の受容と泉涌寺流の展開」である。宋地律院＝景福寺の（如法）の僧制や規則、儀礼次第などを色濃く残す『南山北義見聞私記』の発見により、泉涌寺（流）では、思想のみならず、上掲の僧制や日常生活、諸儀礼などが、「宋式」で興行・実践されたことを明らかにした（上掲書は【資料編】に翻刻して収載）。そして、宋代の寺院制度（十方寺院制）による宗派を問わない十方僧の禅教律諸寺院間の往来、宋代禅教律宗の諸「清規」類や入宋僧の栄西・道元など「禅僧」の著作や作法書を踏まえることで、こうした「宋式」寺院生活が、南宋諸

寺院で共通・共有されたものであることを論証した。このことは、鎌倉時代初期の京洛東山に、南宋の寺院が創建されたこと、南宋仏教の規則に準じた出家集団が誕生したことを意味した。同視座の獲得により、思想修学のために泉涌寺へ参学する僧侶たちは、最新の宋式伽藍のなかで宋式の規則や儀礼に準じた出家生活をともなうことを述べた。また、注目すべき泉涌寺教勅として、年課儀礼「安居」「自恣」が終われば、僧侶の泉涌寺去住は任意で、諸寺に遊び、高僧への参学、他所で縁を結んでも構わないとある。従来、泉涌寺退出は泉涌寺儀の否定を意味すると考えられたが、本僧制や教勅は、鎌倉仏教史研究の大幅な修正を迫るものと考えられる。

六、七章は、五章の成果を泉涌寺（流）で興行された「結夏」「涅槃」儀礼から具体的に論じたものである。六章「泉涌寺流における結夏儀礼の復興と南都諸寺院への影響」は、平安時代以降に形骸化した受戒、布薩、安居、自恣などの諸儀礼が、宋式の（如法）諸儀礼を請来実践した泉涌寺において復興されたことを論じ、泉涌寺興行の宋式「結夏」儀礼などが、叡尊や円照をはじめとする南都「律家」に受容されることで南都戒律復興が達成されたことを、儀礼懸用の仏画（釈迦、羅漢、祖師）や儀礼次第の共通性から証明した。

七章「泉涌寺旧蔵「涅槃変相図」とその儀礼の復元的考察」は、南宋13世紀制作「涅槃変相図」の図様が、北宋天台僧仁岳（992-1064）作成の儀礼次第書『釈迦如来涅槃礼讃文』に合致することをあきらかにし、南宋教律寺院で興行された涅槃会参集の泉涌寺僧によって、儀礼とともに請来された可能性を示した。泉涌寺における宋式涅槃儀礼の請来・興行は、宋代仏教の請来に関心のある明恵房高弁（1173-1232）の涅槃会儀礼次第『四座講式』（1215年）成立への影響や、宋風「変相・八相涅槃図」制作に影響を与えるものと推察した。両章の成果により、鎌倉時代の寺院社会における請来文物の受容、宋風仏画・仏像の制作や流行の理由を、「宋式儀礼興行にともなうもの」という従来にない視点を提示し、明恵や叡尊らの宗教活動に泉涌寺僧請来の文物や儀礼が影響を与えたことを論じた。

八章「南宋時代における普陀山観音信仰の展開とその造形」は、「補陀海山円通宝閣」額裏銘の発見により泉涌寺伝来の観音菩薩坐像が、二章で述べた湛海が1228年に宋地で制作を依頼、1230年に請来したことをあきらかにすることで南宋彫刻史の基準作の一例となること、本像が入宋地（江南）で航海守護、祈雨や祈晴などの「靈感」を現すとして貴頭を問わず信仰を集めた補陀洛山（普陀山）観音像を模刻した「生身」像で、泉涌寺法堂二階に「楊柳観音」として安置されたことを論じた。当該期、北宋天台僧遵式『請観音三昧儀』に基づく観音儀礼の効験は、士大夫層の聖地普陀山の勧請や観音の模刻を流行させ、江南地域に複数の普陀山観音を示現させていた。こうした宋地最新の観音儀礼や文化が泉涌寺で興行された可能性を示した。かかる宋文化を担う泉涌寺が時代とともに大陸と断絶することで、普陀山観音に新たな信仰やイメージを付与させ、江戸時代初期に「楊貴妃観音」へと変容していくことを論じたものが、第九章「楊貴妃観音像の〈誕生〉」である。その要因を、「長恨歌」流布による「泉涌寺」という〈場〉の歴史的認識や社会環境に求めた。①泉涌寺は旧に「仙遊寺」と号し、この寺号は「長恨歌」成立地の長安「仙遊寺」と音通すること、②泉涌寺が「皇室の菩提寺」であることも、楊貴妃が弔われるにふさわしい〈場〉と認識された。そうした〈場〉に、③請来仏で女性を想起させる楊柳観音が安置され、④楊柳観音の「楊」と楊貴妃の「楊」が音通することで、⑤16世紀東アジア社会における観音像の女性化を背景に、①～④などの様々な事象やイメージが幾重にも観音像に付帯することで、⑥近世洛陽三十三観音の復興時に〈誕生〉した文化現象であることを論じた。

十章「泉涌寺僧と蘭溪道隆の交流」は、従来、禅宗史研究で取り上げられてきた蘭溪道隆の渡来背景について、宋地の僧制（十方僧）、泉涌寺僧の入宋状況や人的交流を踏まえ、三章で論じた「天台」「禅」の重層的ネットワークにある北朝居簡参学時において道隆と泉涌寺僧が邂逅した可能性を提示した。また、道隆と共に帰朝した泉涌寺僧・承仙（樵谷惟僊）はこれまで泉涌寺儀を否定して「禅僧」となるとされたが、五章の「教勅」や泉涌寺僧・思順（三学僧）の行状を踏まえることで、三学僧として捉え直し、道隆の渡来後の行状、鎌倉時代中期以降に活動する「禅僧」たちの再考をうながす視座を提示した。本事例を踏まえ、入宋志向僧の泉涌寺参学理由について、宋地で円滑な修行をするための準備を行うためのものと仮定した。各章で述べた、宋式の日常的な所作、作法、規式（僧制）、中国語（宋音）儀礼など、入宋を志向する僧侶たちにとって重要な〈場〉として泉涌寺が機能したことを論じた。

以上、全10章において、従来、思想史や宗派史で注目されてこなかった俊苧および泉涌寺を歴史上に再置し、宋地あるいは日本中世寺院社会における多様な人的交流、泉涌寺という〈場〉で興行・実践された「宋仏教」の実態を提示することで、思想修学のために参学した他門僧（十方僧）たちすべてが、宋代仏教の僧制、作法、儀礼、文化などを擬似的に体験したことを証明した。泉涌寺退出後の他門僧における宋仏教の実践や忌避は各自に委ねられたが、当該期の宋式儀礼や宋（宋風）仏画、仏像、儀礼次第書、文化の受容と流行を踏まえれば、かれらの一部が流行の一端を担ったことは間違いない。南宋時代、鎌倉時代における「宗」を問わない僧侶たちの重層的な人的交流やネットワーク、それに基づく多様な活動実態は、近代的な「法流」「宗派」史観によって、あまりにも整然と縦割りに分類されてしまった感がある。本論文で提示した、「寺院という〈場〉」「儀礼」という視角は、現在、やや閉塞感のある南宋時代、鎌倉時代の仏教史、仏教美術史、文化史研究における学際的視座の結節点として重要なものと考えられる。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (西 谷 功)	
	(職) 氏 名
論文審査担当者	主 査 大阪大学 教授 藤岡 穰
	副 査 大阪大学 教授 奥平 俊六
	副 査 大阪大学 教授 橋爪 節也
	副 査 京都府立大学 准教授 横内 裕人
論文審査の結果の要旨	
以下、本文別紙	

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目： 鎌倉時代における宋代仏教文化受容の研究－泉涌寺流を中心として－

学位申請者 西谷 功

論文審査担当者

主査 大阪大学教授 藤岡 穰
副査 大阪大学教授 奥平 俊六
副査 大阪大学教授 橋爪 節也
副査 京都府立大学准教授 横内 裕人

【論文内容の要旨】

本論文は、鎌倉時代の寺院社会における宋代仏教文化、すなわち思想や儀礼、文物などの受容の様相を、入唐僧俊芿、そして彼が開創した泉涌寺に焦点を当てることにより新たな視座から捉え、宗教史、美術史、文化史にまたがる学際的な研究手法により、鎌倉仏教史研究の新たな枠組みを構築しようとしたものである。

序論にあたる第 1 章「泉涌寺開山への諸相」は、『不可棄法師伝』によって俊芿（1166-1227）の宋地での人的交流、九条道家ら貴頭の帰依、律・教を兼学実践する宋式寺院としての泉涌寺創建、示寂時の宋式儀礼までを素描し、彼を入宋により禅教律の三学を学んだ「三学僧」と評価する。第 2 章「泉涌寺創建と仏牙舍利」は、泉涌寺創建と伽藍造営、泉涌寺仏牙舍利に関する諸史料の分析により、従来説を改め、湛海による仏牙舍利請来が安貞 2 年（1228）であったことを論証し、俊芿示寂後の泉涌寺の正統性を明示する意図をもっていたことを論じる。第 3 章「泉涌寺と南宋仏教の人的交流」は、俊芿の宋地での活動を天台僧北峯宗印と禅僧北礪居簡との交流を中心に論じ、南宋における三学兼修の実情、泉涌寺門下僧の彼らのもとへの参学の実態を明らかにする。第 4 章「滄洲」と入唐僧は、新出史料『南山北義見聞私記』により、南宋の律・浄土典籍識語にみえる「滄洲」が俊芿や泉涌寺僧も参学した寧波の元照系律院景福寺であることを明らかにし、景福寺を含む人的交流のなかで俊芿たちが最新の律・浄土典籍や仏画などを日本に請来した可能性を指摘する。第 5 章「南宋律院請来の威儀・法式・法会次第の受容と泉涌寺流の展開」は、新出『南山北義見聞私記』をもとに、寧波景福寺の〈如法〉の僧制や規則、儀礼次第が泉涌寺ないし関連寺院において導入されていたこと、泉涌寺が正に宋式の生活、儀礼空間を具えた寺院であったことを論証する。第 6 章「泉涌寺流における結夏儀礼の復興と南都諸寺院への影響」は、泉涌寺の宋式「結夏」儀礼などが叡尊や円照をはじめとする南都律家に受容されることで南都戒律復興が達成されたことを儀礼懸用の仏画や儀礼次第の共通性から証明する。第 7 章「泉涌寺旧蔵「涅槃変相図」とその儀礼の復元的考察」は、泉涌寺旧蔵の南宋仏画「涅槃変相図」について、その図様が北宋天台僧仁岳（992-1064）の儀礼次第書『釈迦如来涅槃礼讃文』に合致することを指摘し、入宋の泉涌寺僧によって儀礼とともに請来された可能性を示す。第 8 章「南宋時代における普陀山観音信仰の展開とその造形」は、いわゆる楊貴妃観音像について、湛海が安貞 2 年に宋地で制作を依頼、寛喜 2 年（1230）に請来したことを明らかにし、本像が航海守護、祈雨などの靈感によ

り信仰を集めた普陀山観音を模刻した生身像で、泉涌寺法堂二階に「楊柳観音」として安置されたことを論じる。第9章「楊貴妃観音像の〈誕生〉」は、北宋天台僧遵式『請観音三昧儀』に基づく宋代の観音儀礼や聖地普陀山の観音信仰を移入しながら、泉涌寺がやがて大陸と断絶したことにより、江戸時代初期に楊柳観音が「楊貴妃観音」へと変容していく背景を論じる。最終第10章「泉涌寺僧と蘭溪道隆の交流」は、従来、蘭溪道隆が宋地において泉涌寺僧と邂逅した可能性を提示し、また泉涌寺が入宋を志す僧侶たちにとって宋式の所作、作法、規式、宋音儀礼などの事前学習の〈場〉として機能したことを論じる。

【論文審査の結果の要旨】

本論文は、全10章の本論および結論からなる本文編(400字詰め原稿用紙に換算して約700枚、A4用紙で270頁)、新出ないし重要史料の翻刻と図版からなる資料編(A4用紙で430頁)で構成される。

全10章からなるが、第1~4章は自ら翻刻した『不可棄法師伝』、自ら発見した「補陀海山円通宝閣額残欠」などの資料を駆使して、俊苧や泉涌寺僧の宋地における人的交流や参学状況を分析することで、南宋仏教界における禅教律(三学)兼学の思想とその実践の様相を描き出し、泉涌寺がそうした仏教思想を興行する寺院として創建、運営されたことを明らかにしたものとと言える。そして、第5章においては、やはり自ら発見した新資料『南山北義見聞私記』により、泉涌寺の僧制、規則、修行、日課月課年課の諸儀礼がまさに宋式に則ったものであったことを論じ、第6章においてはそうした泉涌寺流が南都仏教にも多大な影響を与えたことを論証する。また、第10章では、禅宗の蘭溪道隆と泉涌寺僧との交流、さらには泉涌寺が入宋をめざす僧侶たちの事前学習の場とされ、参学した他門僧たちが、宋代仏教を擬似的に体験したことを論じる。以上の7章は、従来の思想史や宗派史において律僧ないし律寺としての一面のみが注視されてきた俊苧と泉涌寺を再評価し、それによって俊苧や泉涌寺僧の宋地ならびに日本中世寺院における多様な人的交流、泉涌寺という場で興行・実践された宋仏教の実態とその広がりをも提示したものと見えよう。自ら発見した新資料を新たな視座とし、かつ諸史料を読み直すことによって得られた本論文の成果はきわめて独創的であり、南宋および鎌倉時代の仏教史、寺院史、文化史の各研究に重要な楔を打つものとして高く評価できる。ことに第5章、第6章においては、儀礼に関わる資料を読み解くにあたり、そこで懸用された絵画、あるいは儀礼を描いた絵画を資料として効果的に用い、儀礼空間を鮮やかに蘇らせている点も注目される。

一方、第7~9章は、泉涌寺に伝来した南宋の涅槃図および観音菩薩像を主題とする。涅槃図については、南宋において用いられたと考えられる涅槃儀礼に関する文献によってその図像解釈を提示し、これが泉涌寺において興行された宋式涅槃儀礼において懸用された可能性や鎌倉時代の涅槃会や涅槃図に影響を与えた可能性を指摘する。楊貴妃観音として知られる観音菩薩像については、これが湛海によって寛喜2年(1230)に請来された普陀山観音菩薩の模刻像であることを論証し、新たな基準作例としての位置付け、本来の造像意図の解明を行い、さらにこれが近世にいたって楊貴妃観音と伝承される経緯を明らかにする。いずれも南宋および鎌倉時代の仏教美術史研究に大きな一石を投じたものとして評価できる。

以上、本論を通じて明らかにされた南宋、鎌倉時代における「宗」を問わない僧侶たちの重層的な人的交流と活動の実態は、日本中世の僧団システムについて再考を促すものとも言えるが、その一方で、従来仏教史学で論じられてきた顕密体制論や遁世僧の存在、あるいは密教そのものに対する考察が欠如している点には課題があり、本来であれば宋代仏教に対しても更なる理解が望まれる。しかしながら、隣接領域を結節しつつ本論文が提起した泉涌寺という〈場〉とそこで実践された宋式儀礼という視座が鎌倉仏教史研究にもたらした貢献は揺るぎないものであり、よって本論文を博士(文学)の学位にふさわしいものと認定する。